

地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策の推進について

第 1 提言・要望の要旨

平成 23 年 7 月の地上デジタル放送への完全移行に向けて、現行のアナログ放送時に視聴していた放送がデジタル放送移行後も引き続き視聴可能となるよう、国として地域間格差のない地上デジタル放送の送受信対策を講じること。

また、アナログ停波まで 1 年余りとなり、送受信対策が最終段階に入ったことから、地域の実態に応じたよりきめ細かい対策を確実に実施すること。

第 2 提言・要望の具体的内容

総務省では第 6 次中間答申を受け、平成 22 年 1 月に「地上デジタル放送推進総合対策」を改訂し、国として今後「尽くすべきこと」を断行する決意が示されたところである。

これまで、当検討会で強く要望してきた新たな難視地区における受信側対策への支援、受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設の改修等の支援の拡充、デジアナ変換の導入に関する支援制度の創設などについて、平成 22 年度当初予算において所要の額を確保し、着実に実施されていることは、高く評価するものである。

来年 7 月のアナログ放送終了を円滑に実施するためには、残された期間内に、各地域において、計画的、効率的な移行対策の確実な実施を図るとともに、各種施策等が自治体や対象者に十分理解されるよう、より一層、その周知等を図ることが望まれる。

地上デジタル放送の完全移行への最終段階に向け、すべての国民がテレビを視聴することができるように、国策として全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

よって、地上デジタル放送の送受信対策について主要な役割を担う国や放送事業者は、安易に地方自治体や国民に責任や負担を転嫁することなく、自らの責任と負担において、次の事項に取り組むことを強く要望する。

1 アナログ放送終了計画の周知等

- (1) アナログ放送終了計画の実施にあたっては、国民に対して停波のプロセスなどの情報を正確に提供する必要があるため、国は放送事業者などの関係者と連携して、分かりやすく丁寧な周知広報活動に取り組むこと。
- (2) アナログ放送終了リハーサルにおける課題等を抽出して、十分な調査を行い、地元自治体等すべての関係者に情報提供を行うこと。
- (3) テレビは、生活に最も身近な情報の入手手段であることから、多くの国民が平成 23 年 7 月 24 日まではアナログ放送が視聴できると認識している現状も踏まえ、アナログ放送の終了にあたっては、国民生活に混乱が生じることがないようにするため、アナログ放送停波まで、可能な限り通常放送が視聴できるよう、「お知らせ」の表示方法を検討するとともに、国と放送事業者の責任において、相談体制の拡充など周辺環境の整備に努めること。

2 住民への説明・相談体制の強化

- (1) 総務省テレビ受信者支援センターによる相談会の開催にあたっては、地域の実情に応じた内容となるよう、地元自治体及び放送事業者と十分に調整すること。
- (2) 総務省テレビ受信者支援センターにおいては、地上デジタル放送に関するあらゆる相談について、丁寧かつきめ細かな相談・説明等を行うとともに、アナログ放送停波に向けて、大幅な増加が見込まれる住民からの相談・問合せ等については、地方自治体に対して、一律に個別の相談窓口の設置等を求めることのないよう、そのための人員の確保等、地域に密着した相談体制を強化すること。
- (3) 地上デジタル放送関係の各コールセンター（助成金相談窓口、地デジチューナー支援実施センター、B-CAS カスタマーセンター、BS デジタルお問い合わせセンター等）は、地デジコールセンター等と連携し、住民からの問い合わせに、迅速かつ的確な対応ができるようにすること。
- (4) 国及び放送事業者は、テレビスポットや番組等を十分に活用し、情報の届きにくい高齢者世帯などにも確実に必要な情報が届くよう、幅広い周知広報活動を展開すること。

3 受信機器購入等支援

- (1) すべての住民が円滑に地上デジタル放送に移行できるよう、住民税非課税世帯を支援対象世帯とするなど、支援制度をより一層拡充すること。
- (2) 地デジチューナー支援実施センターは、NHKと連携し、NHK受信料全額免除申請も含め、地方自治体の福祉担当部局及び申請者等への説明や資料配布等に取り組むこと。
- (3) 全ての対象世帯に対し、確実に給付が行われるよう、効果的な周知広報活動を行うこと。

- (4) 受信機の世帯普及率は8割を超えたものの、地域間の差は依然として大きいことから、平成23年1月以降もエコポイント制度による購入支援を継続すること。
- (5) 総務省テレビ受信者支援センターは、経済的に困窮度が高い世帯等への受信機器購入等支援の実施にあたり、地デジチューナー支援実施センターとの連携を図り、説明会における制度紹介、申請書の配布、希望者への個別説明など、きめ細かなサポートを行うこと。

4 地上デジタル放送難視地区対策計画

- (1) 新たな難視地区は、本来、国及び放送事業者の責務により解消すべきであることから、対策手法は可能な限り、中継局によることとし、送信側における具体的な対策手法を早急に示すこと。
- (2) 対策計画の合意が難航する地区においては、国及び放送事業者がリーダーシップを発揮し、積極的な関与のもと、これまで以上に丁寧な説明を行い、早期に地元自治体や住民との合意形成が図られるよう取り組むこと。
- (3) あらゆる努力をしてもなお送信側による対策が困難であるため、やむを得ず受信側による対策とする場合にあっては、住民への説明、対策の実施に向けた調整、共聴施設の新設が必要な場合における共聴組合の設立や受信点の候補選定作業、施設の見積設計、設置工事に係る支援は、全国地上デジタル放送推進協議会の責任で行うこと。特に住民の自己負担が35,000円（NHK助成を受ける場合は7,000円）を超える費用については、国又は放送事業者が負担すること。また、地方自治体や住民の負担が解消されるよう早急に対策方針を決定すること。
- (4) 新たな難視地区のうち、地形的な要因により少数世帯とならざるを得ない地区において、共聴施設を新設する場合には、助成制度を拡充し、住民の過重な負担を軽減すること。
- (5) 共聴施設の新設及び受信点移設等による改修においては、電力柱及びNTT柱の共架が可能な場合であっても、後年度の維持管理経費が共架料よりも安価となる自営柱の設置経費を補助対象とすること。
- (6) 全国地上デジタル放送推進協議会において、主体的に計画の策定・実行・進捗管理を行うこと。未調査の地区が判明した場合には、早急に調査を実施し、新たな難視地区を特定するとともに、調査地点数が十分でなかった地区は、再度調査を行うこと。

5 デジタル中継局の整備促進

- (1) 自力で建設が困難な中継局や新たな難視を解消するための中継局の新設について、国と放送事業者の責務による着実な整備が進むよう、補助率や対象地域について支援制度の拡充を図ること。やむを得ず地方自治体の実施主体となる場合や整備費用の一部を負

担する場合にあっては、整備に対する支援の拡充を図ること。

特に、新たな難視を解消するための中継局の整備についても、過疎対策事業債や辺地対策事業債などの地方財政措置を講じること。

なお、中継局整備は基本的には放送事業者の責務であることを踏まえ、中継局の維持・管理等について、地方自治体に負担を求めないよう国において放送事業者を指導すること。

- (2) 中継局の整備は、国への補助申請の時期や自治体の予算編成の時期、中継局整備後の受信側対策の実施に要する期間も考慮したうえで、可能な限り計画の前倒しを検討するとともに、計画年度内に確実に完了すること。
- (3) 中継局の廃止等により、アンテナ方向の変更やケーブルテレビへの移行等が必要な地域においては、国及び放送事業者の責任で、住民への説明を早期に行うとともに、必要な対策を講じること。
- (4) 地方自治体が保有する中継局については、アナログ機器の撤去費についても支援対象とすること。

6 辺地共聴施設の改修等の支援

- (1) 地上デジタル放送への完全移行までにすべての施設の整備を終了する必要があることから、今後の対応を加速させるため、デジタル化に伴い必要となる事業及び経費について幅広く補助対象とすること。
- (2) 小規模共聴施設の改修について、対象世帯の負担が過重にならないよう支援制度を拡充すること。
- (3) 辺地共聴施設改修・新設については、地方自治体の関与を必要とせず、民間法人等を経由する申請手続による迅速な交付を可能とするなど、デジタル化対応の促進に繋がる多様な仕組みを検討すること。
- (4) 住民負担が高額になるなどにより改修が困難なデジタル化困難共聴施設については、平成 23 年度以降も支援制度を継続すること。
- (5) ケーブルテレビ整備について、新たな難視地区の解消など地上デジタル放送への対応に対する支援を主目的とした新たな補助制度を創設するとともに、新たな難視地区における整備については、辺地共聴施設の新設と同じ補助率とすること。
- (6) 地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入などにより、低価格な利用料となるようケーブルテレビ事業者を支援するとともに、社団法人日本ケーブルテレビ連盟をはじめ事業者に対し強く働きかけ、その実現を図ること。
- (7) 辺地共聴施設を統合・廃止し、ケーブルテレビによる巻き取りや光ファイバーを整備して行う再送信についても、NHK助成の対象とすること。
- (8) 送電線等の影響による受信障害が解消された後も、地形難視の残る地域の施設に対し

ては、民民の協議による共架料などの維持管理費の問題と辺地共聴施設改修への国庫補助及びNHK助成を分離して考え、該当施設に対する国庫補助及びNHK助成が早急に受けられるようにすること。

- (9) NHKは、受信点調査、技術支援を早期に実施し、共聴組合との連絡を密にとりながら、改修の支援を進めること。また、助成金の支払いは、審査期間を出来るだけ短縮し、工事完了後の速やかな支払い、申請手続きの簡素化などの見直しを行うこと。
- (10) IP再送信による地上デジタル放送配信サービスのエリア拡大について、引き続き電気通信役務利用放送事業者に対して働きかけること。
- (11) 地上デジタル放送移行の難視聴対策として、やむを得ずケーブルテレビを整備するに至った市町村に対し、整備後の管理・運営および機器の更新に要する経費について、交付税措置等による国の支援を行うこと。
- (12) 無線共聴施設を設置した場合に発生する電波利用料が、設置者にとって過度な負担とならないよう、次期電波利用料についても経過措置を継続すること。
- (13) デジタル混信対策に関する助成は、ケーブルテレビ事業者が行う幹線整備も対象とするなど、地域の実情に応じた制度に拡充すること。
- (14) ケーブルテレビへの移行に関する支援は、共聴施設の改修との費用比較の撤廃若しくは条件を緩和し、利用しやすい柔軟な制度とすること。

7 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の対応の促進

- (1) 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設について、なおデジタル化対応が進まない等の状況を踏まえ、その原因を究明し、施設管理者等に対し、国として適切に指導を行うなどの対策を講じること。
- (2) 都道府県域を越えて多くの受信障害対策共聴施設を所有する大規模施設所有者等に対して、放送事業者と連携した受信可能エリアの調査及び対象世帯への調査結果の提供を積極的に行うこと。また、安易に施設を廃止することなく施設の改修等による対応が適切に行われるよう指導すること。
- (3) 対象世帯に対しては、受信実態調査や受信方法の助言など全国地上デジタル放送推進協議会やデジサポ等において、自主的・積極的な対応が可能となる仕組み、体制を整えること。
- (4) 受信障害対策共聴施設については、管理者不在や原因者の特定が困難などにより、対策が進みにくいことから、デジサポにおけるビル管理者訪問に加え、対象世帯への直接的な働きかけによる受信指導を実施するなど、実態に即した対応を行うこと。

8 暫定的な衛星利用による難視聴対策

- (1) 完全移行後に全くテレビを見られない状況はあってはならないことから、対象世帯の

把握にあたっては「アナログも難視」に分類されている世帯の視聴実態も確認したうえで対策を講じること。

- (2) 地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）への掲載は、住民負担が過重となる場合や、地理的要件、物理的（工期又は改修時期）問題等の諸事情により、アナログ放送終了までに、実現可能な対策手法を見出すことが困難な地区も対象とするなど柔軟な対応を行うこと。また、掲載にあたっては、地デジ難視対策衛星放送の問題点等についても十分に説明し、理解を得た上で行うこと。
- (3) ホワイトリストに掲載されたデジタル化困難共聴施設においては、対策手法を共聴施設改修に限定することなく、対策を講じること。
- (4) 地上系の放送基盤が整備されるまでの間、身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報が、対象世帯へ提供される手法を検討した上で、対策を講じること。
- (5) 地デジ難視対策衛星放送終了までの地上テレビ放送への移行計画については、国及び放送事業者の責任において、整備の時期や対策手法を明らかにするとともに、対象世帯の不安が解消できるように、放送期間終了後の対応をできるだけ早い段階で明確にすること。
- (6) 現在アナログ放送で視聴している番組（区域外波を含む。）を地デジ難視対策衛星放送の対象とすること。

9 公共施設における地上放送のデジタル化の対応

- (1) 地上デジタル放送への完全移行までに、地域住民の生活と密接に関連する公共施設の円滑なデジタル化改修を完了するため、関係省庁による財政措置を含めた支援を拡充すること。